

法務省民一第512号  
令和6年2月26日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長  
( 公 印 省 略 )

「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」  
の一部改正について（通知）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部及び戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和6年法務省令第5号）が本年3月1日に施行されることに伴い、平成25年3月28日付け法務省民一第317号当職通知の一部を下記のとおり改正しますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>[ 1 ～ 3 略]</p> <p>4 今後の取扱い</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア <u>戸籍証明書等の交付請求に関する業務</u></p> <p>(ア) 事実上の行為又は補助的行為</p> <p><u>交付請求書又は発行請求書の受領及び本人確認、請求書への記載及び添付書面の確認、副本情報の確認、戸籍証明書等の作成及び引渡し、戸籍電子証明書提供用識別符号等の作成及び提供、交付請求書又は発行請求書の整理等。</u></p> <p>(イ) 判断が必要となる業務</p> <p><u>交付請求又は発行請求の要件該当性を確認した上での交付若しくは不交付又は発行若しくは不発行の決定等。</u></p> <p>イ 戸籍の届出に関する業務</p> <p>(ア) 事実上の行為又は補助的行為</p> <p>届書の受領及び本人確認、届書への記載及び添付書面の確認、<u>届書等情報及び副本情報の確</u></p>	<p>[ 1 ～ 3 同左]</p> <p>4 今後の取扱い</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア <u>戸籍謄抄本等の交付請求に関する業務</u></p> <p>(ア) 事実上の行為又は補助的行為</p> <p><u>交付請求書の受領及び本人確認、請求書への記載及び添付書面の確認、戸籍謄抄本等の作成及び引渡し、交付請求書の整理等。</u></p> <p>(イ) 判断が必要となる業務</p> <p><u>交付請求の要件該当性を確認した上での交付又は不交付の決定等。</u></p> <p>イ 戸籍の届出に関する業務</p> <p>(ア) 事実上の行為又は補助的行為</p> <p>届書の受領及び本人確認、届書への記載及び添付書面の確認、戸籍発収簿への記載、戸籍の</p>

<p>認、<u>戸籍発収簿</u>への記載、戸籍の記載、届書の整理等。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>記載、届書の整理等。</p> <p>(イ) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	